

リジェラボ利用規約

本リジェラボ利用規約（以下「本規約」といいます。）は、利用者（本規約第2条に記載）がリジェラボ（以下「本施設」といいます。）をご利用されるにあたり、ヤマハ発動機株式会社（以下「ヤマハ発動機」といいます。）との間で適用される条件になります。

本施設への入場または本施設の利用があった場合、本規約の条件に対する利用者の同意があったものとさせていただきます。本規約の条件に同意いただけない場合は、リジェラボはご利用できません。

第1条 利用目的

本施設の目的は「訪れた人が持ち寄った起点・視点・観点から未来を描き、自由な発想で共創を生み続ける」、「共感が巡り、共創する仲間たちと社会課題を解決する」こととし、その目的のために利用されるものとします。

第2条 利用者

本施設を利用することができる方は、次のとおりです（以下、本条により本施設を利用することができる者を「利用者」といいます。）。

- (1) 別途定めるリジェラボメンバーズ会員規約（以下「会員規約」といいます。）に基づく会員および同伴者。ただし、同伴者として利用することのできる人数は、会員規約に定める数を上限とします。
- (2) その他、ヤマハ発動機が利用を認めた者

第3条 利用内容

利用者は、ヤマハ発動機が実施するイベント・セミナー・会議・ワークショップ・懇親会等、または利用者が本施設内で実施するヤマハ発動機が認めたイベント・セミナー・会議・ワークショップ・懇親会等（以下あわせて「イベント等」といいます）のために下記を利用することができます（以下「本利用」といいます。）。

- (1) セミナーエリア、コワークエリア、ワークショップエリアの利用
- (2) 上記(1)における機材・道具の利用
- (3) その他、ヤマハ発動機が認めた本施設内の場所・設備等

第4条 利用可能時間

- (1) イベント・セミナー・会議
…原則として、ヤマハ発動機カレンダーの稼働日の9:00~17:30
- (2) イベント・セミナー・会議後の懇親等での利用
…原則として、ヤマハ発動機カレンダーの稼働日の17:00~20:00

第5条 利用料等

1. 利用者は、ヤマハ発動機が別途定める利用料を支払うものとします。その場合、利用者は、ヤマハ発動機が定めた支払期限までに利用料を支払うものとします。利用料が定められなかった場合は無料とします。
2. ヤマハ発動機社員の本利用における利用料は別途定めるものとします。
3. 第3条に定めるイベント等のうち参加費等を要するものに参加する利用者は、社内外を問わず別途、利用料とは別に、イベント等の主催者に対して参加費等の費用を負担することがあります。その場合、利用者は、主催者が定めた支払期限までに利用料を支払うものとします。

第6条 遵守事項

利用者は、本利用にあたり、次の各号の事項をあらかじめ承諾し、遵守するものとします。

- (1) 他の利用者と協調性をもって行動すること
- (2) 施設内の設備及び機器の利用につき、利用説明書等の記載を遵守すること
- (3) 本規約、関連諸規則、その他ヤマハ発動機が定める規則・利用条件およびヤマハ発動機の指示を遵守すること

第7条 入館用 QR コードについて

ヤマハ発動機は、利用者については原則事前にQRコードを発行します。本施設を来訪する利用者は3F受付にて発行されたQRコードを用いて入館が可能です。利用者は、QRコードについて次の各号の事項をあらかじめ承諾し、遵守するものとします。

- (1) 他人への貸与及び譲渡はできないものとします。
- (2) 利用日のみ有効とします。
- (3) 利用日当日の受付での印刷はお受けできません。

第8条 イベント等

1. 利用者は、本施設内において、本利用の際に、ヤマハ発動機の承諾を得た別の利用者が主催・参加するイベント等が同時刻に行われる可能性があることをあらかじめご承諾ください。なお、イベント等は本施設内の一部もしくは全部を利用して開催されます。
2. ヤマハ発動機は、イベント等の開催状況をできる限り早期に利用者へ告知するものとします。
3. 利用者は、本施設内においてイベント等の実施を希望する場合、当該イベント等の内容詳細をヤマハ発動機と事前に相談するものとします。その場合、当該イベント等が本施設の趣旨に合致するとヤマハ発動機が認めるときは、会員は、本施設のうち、ヤマハ発動機が利用を認めた部分を利用することができます。

4. 本施設の活性化や利用者相互の親睦を図る目的においてヤマハ発動機が協力を求める場合、利用者は、本条に規定するイベント等において、当該イベント等について可能な範囲で協力するものとします。
5. 利用者は、本施設の活性化や会員相互の親睦を図る目的において、本施設が、利用者間におけるコラボレーションを誘発し、事業共創を推進するための施設であることを充分理解し、本施設の発展に寄与するものとします。そのため、利用者相互において、できる限り協力するものとします。

第9条 守秘義務

1. 利用者は、本利用にあたって知り得たヤマハ発動機、その子会社および関係会社（以下「ヤマハ発動機グループ」といいます。）並びに他の利用者の業務上、技術上、営業上その他一切の秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を公表、漏洩し、または第三者へ開示してはならないこととします。
2. 利用者は、秘密情報を、自身が参加・主催するイベント等のためにのみ使用するものとし、開示したヤマハ発動機グループおよび他の利用者の事前の同意を得ることなく参加・主催するイベント等以外の目的に使用しないものとします。
3. 利用者は、開示したヤマハ発動機グループおよび他の利用者の事前承諾なくして、秘密情報を複製または無形な秘密情報を文書化・撮影するなど記録しないものとします。
4. 利用者は、開示したヤマハ発動機グループまたは他の利用者からの請求があったときは、直ちに秘密情報（複製物がある場合は複製物を含む）のすべてを、開示したヤマハ発動機グループおよび他の利用者の指示に従い、返還または消去するものとします。
5. 本条の内容は、利用者が参加または主催したイベント等の期間終了後もなお有効とします。

第10条 知的財産権の帰属

1. 利用者は、別途ヤマハ発動機と合意した場合を除き、本施設およびイベント等に関するすべての知的財産権（著作権、商標、発明、考案、特許、営業秘密、意匠およびノウハウを含みこれらに限りません）がヤマハ発動機または従前から権利を保有する第三者に帰属することにつき、認識および同意するものとします。また、利用者は、ヤマハ発動機がかかる権利を所有することにつき、いかなる時期または方法であれ、いかなる異議をも唱えないことに同意するものとします。
2. 本規約に定める場合またはヤマハ発動機と別途合意した場合を除き、本規約は、ヤマハ発動機が所有する著作権、商標、発明、考案、特許、営業秘密、意匠およびノウハウ等につき、利用者に対し使用許諾または譲渡するものではありません。
3. 利用者は、利用者による第三者の知的財産権の侵害および不正使用、ならびにこれらに伴い発生した訴訟費用に関して、ヤマハ発動機が一切責任を負わないことにつき、認識

および同意するものとします。

第 11 条 清掃

1. 利用者は、利用したスペースを常に清潔に保つものとします。
2. ごみについては、分別の上、本施設内に設置されているごみ箱に廃棄することとします。

第 12 条 遺失物の取扱い

本施設内の遺失物・放置物については、ヤマハ発動機が定めた一定期間経過後でも、所有者が現れない場合は適切に処分します。当該処分にかかった費用は利用者に請求することがあり、利用者はヤマハ発動機から請求が来た場合には支払期限までに速やかに支払うものとします。

第 13 条 施設の閉鎖等

ヤマハ発動機は、次の各号に該当する場合、本施設の全部または一部を閉鎖し、また本利用を中止することができます。

- (1) 気象、災害等により本施設の利用が困難となり、相当長期間にわたり利用を再開することができないとヤマハ発動機が判断した場合
- (2) 経営上、本施設の運営継続が困難とヤマハ発動機が判断した場合
- (3) 利用者が本規約上の義務に違反しているとヤマハ発動機が判断した場合

第 14 条 禁止事項

本施設及び本施設周辺において、利用者による次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 利用可能時間外の本施設への立入り
- (2) ヤマハ発動機が定める立入禁止場所への立入り
- (3) 本施設の設備・器具・備品その他本施設が管理する物品の破損、破壊・盗難等
- (4) 本施設の内部及び外部に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る行為
- (5) 本施設内での喫煙
- (6) 紙くず、塵芥その他のごみを廃棄し、またはごみを放置すること
- (7) 本施設内に立ち入るための QR コードの複製・偽造行為
- (8) ヤマハ発動機の許可なく、施設内を撮影する行為
- (9) ヤマハ発動機の許可なく、本施設の住所及び名称を用いた名刺を含む印刷物を作成し、またはホームページ等の電子媒体に掲載する行為
- (10) 秘密情報を無断で利用し、または第三者に開示、漏洩する行為
- (11) 本施設内での動物の飼育や本施設内への動物の持ち込み（ヤマハ発動機の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）

- (12) ヤマハ発動機の許可なく本施設において物品の販売、役務の提供やその営業行為、勧誘をすること
- (13) 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動、宗教活動（ただし、個人による礼拝等、利用者個人限りの宗教活動は除きます。）をすること（本施設の目的に則った活動は除く）
- (14) 本施設内で、ネットワークビジネス、MLM（マルチレベルマーケティング）、マルチ商法、保険、情報教材等の販売、勧誘、斡旋、その他利用者が希望しない営業活動等の行為
- (15) 他の利用者に対する迷惑行為及び本施設の利用を妨げる行為
- (16) ヤマハ発動機従業員に対して、正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でヤマハ発動機従業員を拘束する等の業務妨害行為及び迷惑行為
- (17) 本施設の秩序を乱す行為
- (18) 他の利用者やヤマハ発動機従業員、本施設、ヤマハ発動機を誹謗、中傷すること
- (19) 他の利用者やヤマハ発動機従業員に対する暴力行為、脅迫行為等
- (20) 他の利用者やヤマハ発動機従業員に対する待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等ストーカー行為
- (21) 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為
- (22) 本施設内で薬物または什器等の違法な物品の授受
- (23) 危険物（火薬類、爆発性物質その他ヤマハ発動機が危険と判断したもの）を本施設内に持ち込むこと
- (24) 本施設内において、法令などに違反する行為
- (25) 反社会的暴力的猟奇的な情報の発信をする行為
- (26) 本規約上の義務に違反する行為
- (27) 第三者の知的財産権の侵害および不正使用をする行為
- (28) 本施設内でアルコールを摂取した後、自動車、二輪車、自転車等の道路交通法上の車両等を運転する行為、その他道路交通法に違反する行為
- (29) その他ヤマハ発動機が不適切とする行為

第 15 条 入館禁止・退場・施設利用制限

ヤマハ発動機は、次の各号に定める事由があり、またはそのおそれがあると認められる場合には、利用者に対し、本施設への入館禁止、退場その他本施設の利用制限を命じることができ、利用者は直ちにその命令に従うこととします。

- (1) 本施設内の混雑状況等に応じて本施設の利用を制限する必要があるとヤマハ発動機が認めた場合
- (2) 利用者が本規約、関連諸規則を遵守しない場合
- (3) 利用者がヤマハ発動機の指示に従わない場合

- (4) 利用者について、ヤマハ発動機が、他の利用者に迷惑をかけると判断した場合
- (5) 利用者が過去にヤマハ発動機から入館禁止・退場・施設利用制限を受けたことがある場合
- (6) 利用者が前条に定める禁止事項に該当する行為を行った場合
- (7) 利用者が反社会的勢力（第 21 条第 1 項で定義する。）に該当する場合
- (8) その他ヤマハ発動機が本施設の利用を不適切と判断した場合

第 16 条 責任

1. ヤマハ発動機は、本施設の利用に際し、利用者が被った損害については、一切その責任を負わないものとします。ただし、ヤマハ発動機に故意または明らかな過失があったときは、この限りではありません。また、ヤマハ発動機が利用者に対して責任を負う場合でも、その損害は利用者に現実に生じた直接かつ通常の損害に限られ、利用者の付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、ヤマハ発動機およびヤマハ発動機グループは一切賠償責任を負わないものとします。
2. 利用者が、本施設の利用に際し、ヤマハ発動機、ヤマハ発動機グループまたはその他の利用者・第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとします。
3. 利用者がヤマハ発動機またはヤマハ発動機グループに損害を与えた場合には、利用者は、ヤマハ発動機の請求に従い、直ちに利用者の責任と費用負担で当該損害を賠償することとします。
4. 利用者がヤマハ発動機以外の者に損害を与えた場合には、利用者は誠実に対処し、自らの責任と費用負担で解決するものとし、ヤマハ発動機に迷惑及び損害をかけないものとします。

第 17 条 反社会的勢力の排除等

1. 利用者は、ヤマハ発動機に対し、次の各号の事項を表明し保証することとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと。
2. 前項のほか、利用者は、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後も行おう予定がないことを表明し、保証することとします。
 - (1) 本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為
 - (2) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - (3) 偽計または威力を用いてヤマハ発動機の業務を妨害し、またはヤマハ発動機の信用を毀損する行為

- (4) 社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為
- (5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
- (6) 反社会的勢力が会員の事業に関与する行為

第 18 条 個人情報保護

ヤマハ発動機は、「[個人情報の取扱いについて](#)」に基づき、利用者の個人情報を取り扱うものとし、

第 19 条 規約の改定

ヤマハ発動機は、ヤマハ発動機のホームページでの告知その他ヤマハ発動機所定の方法により変更後の規約の内容を通知することにより、いつでも本規約を変更することができるものとし、変更後の規約の効力はすべての利用者に及ぶものとし、

第 20 条 準拠法および管轄裁判所

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条 適用日

本規約は、2024 年 10 月 25 日より適用します。

以上